

会津美里町と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定

令和 4年 6月 2日

会津美里町（以下、「甲」という。）と株式会社モンベル（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と町民生活の質の向上に資するため、以下のとおり包括協定（以下、「協定」という）を締結する。

甲 福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

会津美里町長

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携のもと、アウトドア活動等の促進により、社会が直面する課題に対応し、地域の活性化及び町民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

杉山純一

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

乙 大阪府大阪市西区新町2丁目2番2号

株式会社モンベル
代表取締役

佐野勇

- （1）自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関する事
 - （2）子どもたちの生き抜いていく力の育成に関する事
 - （3）自然体験の促進による健康増進に関する事
 - （4）防災意識と災害対応力の向上に関する事
 - （5）地域の魅力発信とエコツーリズムの促進による地域経済の活性化に関する事
 - （6）農林水産業の活性化に関する事
 - （7）高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関する事
- 2 連携・協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、本条に定める事項を、効果的に進めるため、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。